

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

～児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業について～

- 秋田県内の児童養護施設等に入所又は退所した者、里親若しくはファミリーホームに委託中又は委託解除された者に対し、無利子で生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費をお貸しします。
- 生活支援費・家賃支援費は、**5年間**就業を継続すると返還を免除します。
- 資格取得支援費は、**2年間**就業を継続すると返還を免除します。

1 制度の目的

秋田県内の児童養護施設等の入退所者、里親への委託・委託解除者の自立した生活を支援するものです。

2 貸付対象者と貸付金の種類

※秋田県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所に入所中又は退所した方、里親若しくはファミリーホームに委託中又は委託を解除された方で次の条件にあてはまる者が対象です。
また、委託解除から5年が経過するまでの間、申請を行うことができます。ただし、1～3の貸付について申請はそれぞれ1回までとします。

1 生活支援費

保護者等からの経済的な支援が見込まれないまま、大学等に在学する者（以下「進学者」という。）

※学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等への進学を機に施設を退所又は里親等への委託が解除された者。

2 家賃支援費

①進学者 ②就職者（就職を機に施設を退所又は里親等への委託が解除された者、入所又は委託期間中に就職し、就業を継続している間に退所又は委託解除となった者）

3 資格取得支援費

児童養護施設等に入所者又は里親等に委託中の者で、就職に必要な資格の取得を希望する者

児童養護施設等を退所・里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学する者で、就職に必要な資格の取得を希望する者 【例えば、自動車普通免許、フォークリフト、緑の安全管理士等・・・】

3 貸付期間及び貸付額

貸付額 1 生活支援費

貸付期間：大学等に在学する期間 月額：5万円以内

※上記に加え、医療機関に定期的な受診が必要な場合、医療費などの実費相当額を追加することが可能。（貸付期間のうち2年間まで）

2 家賃支援費

貸付期間：大学等に在学する期間 月額：1月あたりの家賃相当額（管理費・共益費含む）居住地の生活保護住宅扶助額が上限額（秋田市：32,000円、

その他の市町村：35,000円 県外についてはお問合せください)

貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間

月額：1月あたりの家賃相当額（管理費・共益費含む）

3 資格取得支援費 25万円以内（一括）

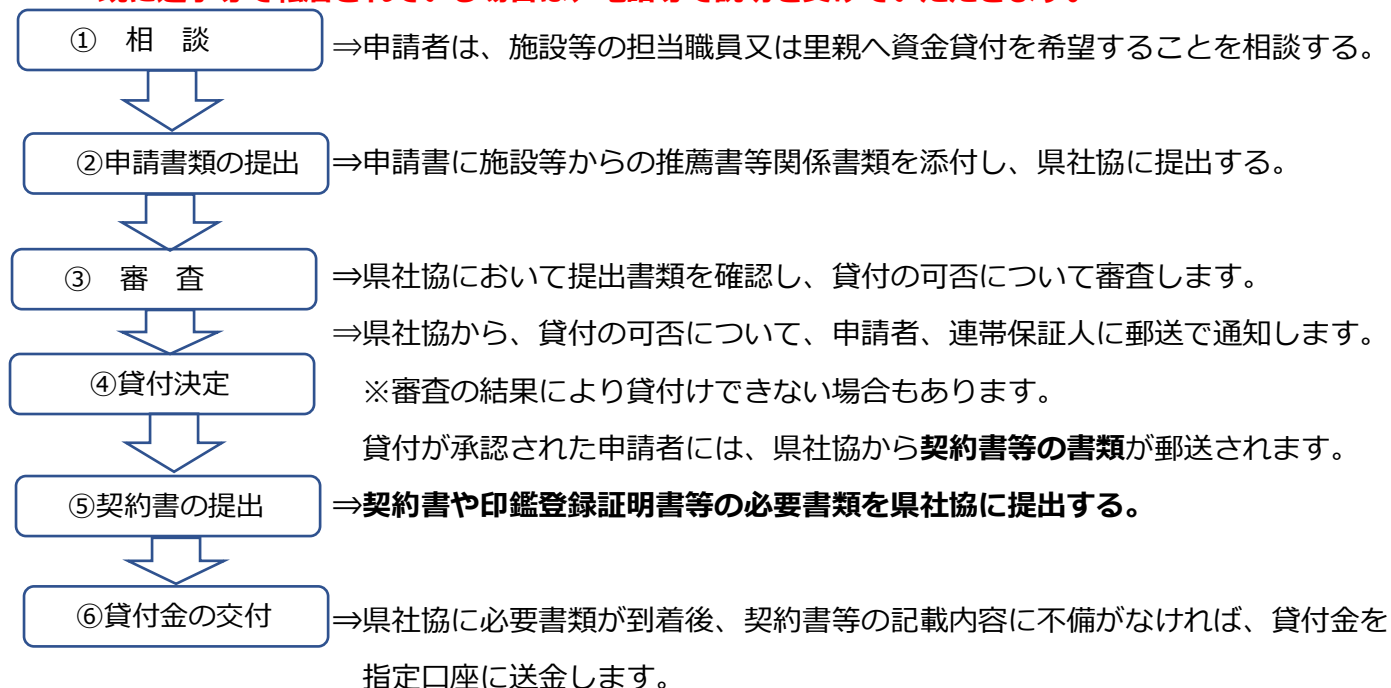
利子 すべて無利子

資金の種類	貸付対象者	貸付期間	貸付額
生活支援費	進学者 ※進学を機に措置解除となった者	大学等の在学する期間 (原則として正規の就業期間) 医療費必要な場合：2年まで	月額 5万円以内 医療費が必要と認められる場合：実費相当額を追加可能
家賃支援費	進学者 ※進学を機に措置解除となった者	大学等の在学する期間 (原則として正規の就業期間)	月額：1月あたりの家賃相当額（管理費・共益費含む）
	就職者 ※就職を機に措置解除となった者	退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間	秋田県内 32,000円～35,000円
資格取得支援費	資格取得希望者	一括交付	資格取得に要する費用の実費分 250,000円以内

4 貸付決定・契約・送金までの流れ

②～⑥の間に、申請者と施設職員又は里親、県社協と貸付についての面談を行います。

既に進学等で転居されている場合は、電話等で説明を受けていただきます。



生活支援費、家賃支援費：4、7、10、1月の3ヵ月ごとの送金
資格取得支援費：一括送金

⑦返還猶予申請

⇒貸付終了後に必要な添付書類を用意し、返還猶予申請を行います。

5 貸付中～返還猶予、免除申請

進学者	就職者
①在学中は、毎年、 <u>在学証明書</u> を提出。	5年間、毎年「 <u>就業届</u> 」を提出。
②卒業したら、1年以内に就職すること。 添付する書類は <u>卒業証書又は証明書の写し・ 就業届</u> を返還猶予申請書と併せて提出。	※転職を検討される場合は、必ず秋田県社協 に御連絡ください。求職活動期間中も就労期 間としてみなされる場合があります。
③就職後5年間は「 <u>就業届</u> 」を提出し、就業の状況 を報告します。離職した（する）場合は、在職期間 等を申告するため、 <u>就業期間証明書</u> の提出が必要 です。	※離職した（する）職場から就労した内容を 証明する <u>就業期間証明書</u> を記入していただ き、本会に提出してもらいます。
【注意事項】 ※返還免除申請が認められる就労時間は、 週20時間以上 の就労となります。 毎年、県社協から各手続きに必要な書類提出のお願いを郵送しますので、所定の様式を期日 までに提出してください。 ※提出期間を過ぎた場合、書類提出の督促を行います。督促されても提出がない場合は、就業継続 等の報告 及び 借受人の責務 に反すると判断し、就業等の実態が把握出来ないことも踏まえ て返還開始の手続きに移りますので御留意ください。 ※引越しなどで住所が変更になっている場合は、郵便が届きませんので、必ず御連絡ください。 連絡がつかないと判断した場合、退所された児童養護施設又は委託解除となった里親等に連絡 し、確認する場合があります。	

⑧返還免除申請

⇒県社協から書類提出の通知が届いたら、返還免除申請書類の提出をする。

添付書類は、『就業期間証明書』です。必要に応じて他の様式を送付し、提出をお願いする
こともあります。

問い合わせ先：秋田県社会福祉協議会 地域福祉・生きがい振興部 地域福祉担当

☎018-864-2714 FAX018-864-2742

E-mail: chiiki@akitakenshakyo.or.jp

（休日や時間帯を気にせずメールにて問合せ・連絡できます。回答は平日の日中となります。）